

令和 6 年 7 月 5 日

会 員 各 位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
代表理事会長 横 地 常 広

「会員行動規範」遵守の徹底について（周知）

謹啓 時下、会員の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は日臨技の事業活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、会員の倫理管理について、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会「会員行動規範」平成 24 年 2 月 12 日制定に基づき、会員自らその規律を遵守していることと存じますが、残念ながら、ここ数年の間、臨床検査技師による盗撮等の不祥事が発生しております。

このような不祥事は、臨床検査技師全体に対する信用失墜行為と言わざるを得ません。

また、臨床検査技師等に関する法律第 4 条第 3 号に生理学的検査等の業務に関し、犯罪又は不正の行為があったものには、免許を与えないことができると規定されております。

臨床検査技師の仕事は、閉鎖空間で行う場合も多いことから、被検者が不安に陥ることがないように配慮し検査を行う必要があります。

会員各位におかれましては、常に法令遵守の徹底と倫理意識の向上に努められ、勤務外も含め社会人、医療人として自らの行動を厳しく律し倫理観を確立いただくようお願いいたします。

謹白

会員行動規範（抜粋）

平成 24 年 2 月 12 日制定

（目的）

第 1 条 この規範は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「この法人」という。）会員の遵守すべき倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（倫理行動規準）

第 2 条 会員は、臨床（衛生）検査技師としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項を倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 会員は、法令等を遵守すること。
- 二 会員は、会務の遂行に当たってはこの法人定款を遵守すること。
- 三 会員は、この法人の最高意思決定機関である総会決議を遵守すること。
- 四 会員は、この法人の運営にかかる詳細事項は理事会決定を遵守すること。
- 五 会員は、この法人の倫理綱領を遵守し、自らの行動がこの法人の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。
- 六 会員は、社会通念上不当と認められる行為を行ってはならないこと。
- 七 会員は、業務・会務上知り得た情報について、退職、退会後においても法令等に準じて適切に取扱うこと。
- 八 会員は、業務・会務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、これに取り組まなければならないこと。

（一般的禁止行為）

第 3 条 会員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 第 2 条に定める事項に反する行為
- 二 臨床検査技師等に関する法律（平成 19 年法律第 96 号）第 4 条に該当する行為
- 三 この法人に対して不利益を与え、又はこの法人の名誉を損なう行為
- 四 臨床検査技師の信用を傷つける行為

（利害関係者及び事業者等）

第 4 条 この規範において、「利害関係者」とは、会員が職務として携わる事業者が契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等、及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等をいう。

2 この規範において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のために

する行為を行う場合における個人に限る)をいう。

- 3 この規範の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(利害関係者との禁止行為)

第5条 会員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品（宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものを除く）又は不動産の贈与を受けること。
 - 二 利害関係者から金銭の貸付けを受けること。
 - 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - 四 利害関係者から供応接待を受けること。
 - 五 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - 六 利害関係者と共に旅行をすること。
 - 七 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 3 会員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(利害関係者との禁止行為の例外)

第6条 会員は、私的な関係（職務上の身分にかかわらない関係をいう）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、公正な業務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条（第1項第7号を除く）に掲げる行為を行うことができる。

(会員の業務・会務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

- 第7条 会員は、自己若しくは他の会員がこの規範に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。
- 2 会員がこの規範に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。